

[令和5年2月28日改正、3月1日施行]

《270～272 頁》「役員選任規程」の一部改正

新	旧
<b>第1章 総 則</b>	<b>第1章 総 則</b>
第1条～第2条 (略)	第1条～第2条 (略)
(選任の方法の基本)	(選任の方法の基本)
第3条 会員役員の選任は、選挙によって行う。ただし、総会に出席した会員の3分の2以上の同意を得たときは、 <u>理事会</u> が指名した候補者を承認する方法によって選任することができる。	第3条 会員役員の選任は、選挙によって行う。ただし、総会に出席した会員の3分の2以上の同意を得たときは、 <u>選考委員</u> が指名した候補者を承認する方法によって選任することができる。
2～3 (略)	2～3 (略)
第4条～第6条 (略)	第4条～第6条 (略)
<b>第2章 選 挙</b>	<b>第2章 選 挙</b>
第7条～第14条 (略)	第7条～第14条 (略)
<b>第3章 指名候補者の承認による選任</b>	<b>第3章 指名候補者の承認による選任</b>
(理事会による選定)	(選考委員)
第15条 第3条第1項ただし書きに規定する方法により会員役員を選任する場合における候補者の選定は、 <u>定款第40条第1号に規定する事項として理事会</u> が行う。	第15条 第3条第1項ただし書きに規定する方法により会員役員を選任する場合における候補者の選定は、 <u>選考委員</u> が行う。
(削 除)	2 <u>選考委員は、6人以上10人以内とし、会員代表者のうちから、役員の選任ごとに総会において選任する。</u>
2 <u>理事会は、あらかじめ総務委員会の意見を聴いて、第1項に定める候補者の選定を行うものとする。</u>	3 <u>選考委員は、選考委員のうちから委員長を互選する。</u>
(削 除)	(選考結果の報告及び総会の承認)
(削 除)	第16条 <u>選考委員長は、候補者の選定が終わったときは、その結果を議長に報告するものとする。</u>
<b>附 則</b>	(新 設)
この改正は、令和5年3月1日から施行する。	